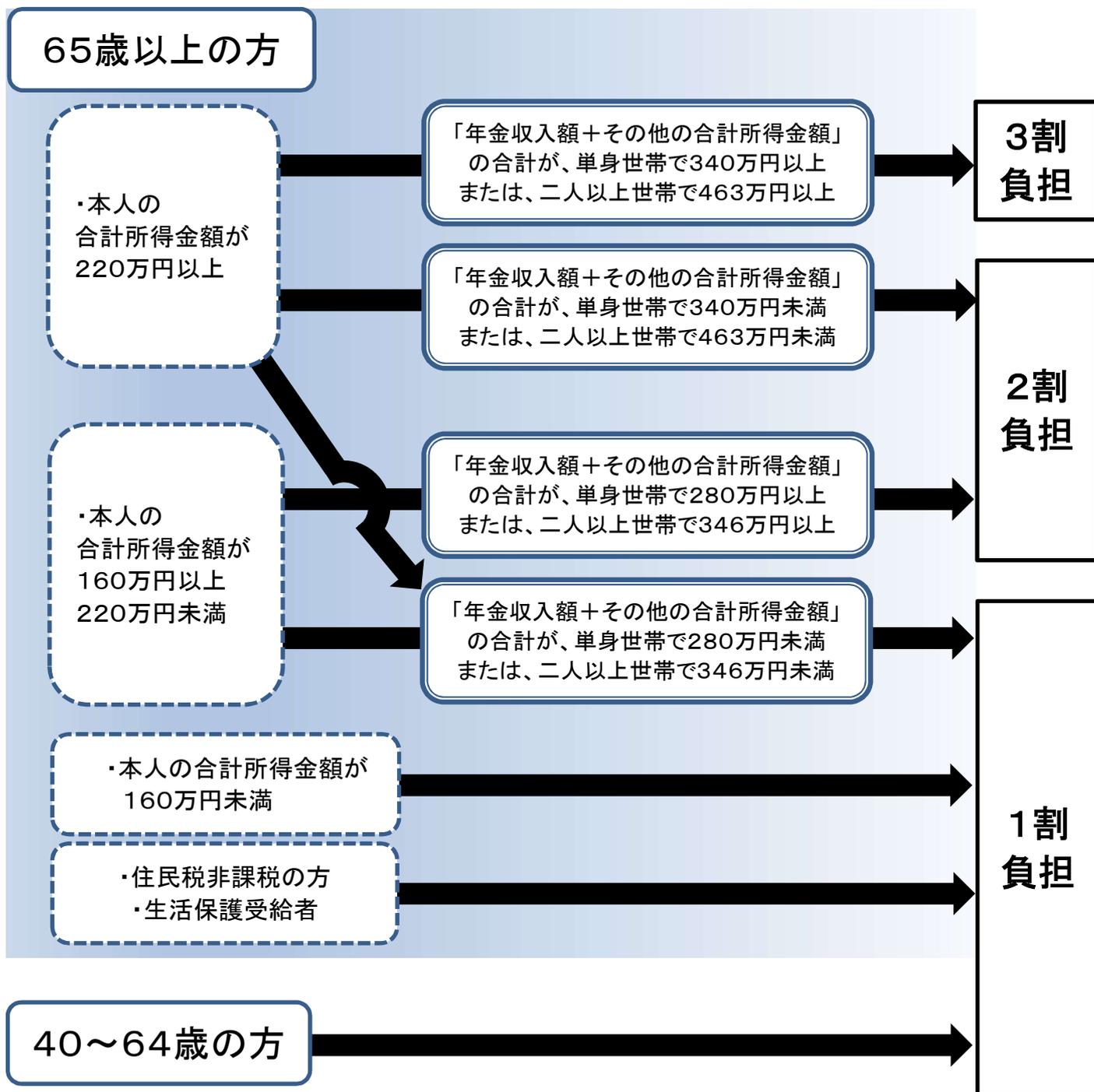


# 利用者負担割合の判定方法

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。

負担割合が3割や2割となる方も、高額介護サービス費の上限があるため、必ずしも3倍や2倍の負担となるわけではありません。



## ●合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、各所得の合計金額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、その控除額を控除した金額を用います。

## ●その他の合計所得金額とは

合計所得金額から公的年金に係る雑所得を除いた金額です。内容に給与所得が含まれている場合は、給与所得金額（所得金額調整控除を受けている場合は適用前の金額）から10万円を控除した金額を用います。